

令和7年度 愛媛県ニホンザル生息状況等調査業務仕様書

1 業務内容

番号	実施項目	調査内容等
(1)	群れ行動圏調査	ニホンザルの加害群について、詳細な行動特性を把握し捕獲適地等を明らかにする目的で、麻酔銃でニホンザルを生態捕獲したうえGPS発信機を装着し、行動圏調査を実施する。
(2)	群れ個体数調査	加害群の詳細な個体数を実測し目標とする捕獲頭数を検討するため、(1)で電波発信機を装着する個体がいる群れについて、個体数調査を実施する。
(3)	出没状況把握のためのルートセンサス等の調査	ニホンザルの群れ数や分布状況および各群れの加害レベルや個体数を推定することを目的とした現地でのヒアリング調査や直接観察調査、テレメトリー調査を含めたルートセンサスと、県等による過年度のニホンザル生息状況調査に関わる文献調査を実施する。
(4)	生息状況の推定	(1)～(3)の調査結果を基に、群れ数の推定、分布状況の推定、加害レベルの推定、個体数の推定を行う。
(5)	管理の提案	本件におけるニホンザルの効果的・効率的な個体群管理や被害対策の方針をまとめ、第二種特定鳥獣管理計画の改定に資する提案をする。
(6)	調査報告書作成	本業務における調査報告書を作成する。

2 調査内容詳細

(1) 群れ行動圏調査

①令和6年度データの解析

令和6年度事業において、「四国中央H」、「松野A」に装着したGPS発信機のデータを1回以上取得し、位置情報を基に行動圏の解析を行う。

②GPS発信機の新規装着

加害性のある群について、新たに1頭のメス成獣にGPS発信機（首輪）を装着し、得られた位置情報から加害群の行動特性に関する解析を行う。

[対象群]東予管理ユニット（1群）・・・「今治C群」

中予管理ユニット（1群）・・・「松山砥部A群」

南予管理ユニット（1群）・・・「愛南G群」

(2) 群れ個体数調査

(1)②で新たにGPS発信機を装着する加害群（3群）について、群れを追跡することにより詳細な個体数を実測し、捕獲頭数の目標を定めるための指標とする。群れを、オトナ（6才以上）、ワカモノ（4～5才）、コドモ（1～3才）、アカンボウ（0才）に区

分して頭数を集計し、群れの繁殖状況について考察を行う。

(3) 出没状況把握のためのルートセンサス等の調査

①ヒアリング調査票の作成

ニホンザルの群れ数や分布状況および各群れの加害レベルや個体数を推定することを目的としたヒアリング調査票を作成する。調査票は、群れ数や分布状況および各群れの加害レベルや個体数を効果的に推定できるよう、質問項目や選択肢を設定する。

②ヒアリングの実施

「平成 30 年度愛媛県ニホンザル生息状況等調査委託業務」の調査結果をもとに、ヒアリングの対象地域を選定する。対象地域は、群れ数や分布状況および各群れの加害レベルや個体数を効果的に推定できるよう、サル群れの目撃や被害がある地域の地域住民等に対して、現地でヒアリングを行う。

③ヒアリング結果の入力と整理

ヒアリング結果はすべて、エクセル形式のファイルに整理し、調査報告書とともに県へ提出する。

(4) 生息状況の推定

①群れ数の推定

ヒアリング調査の結果をもとに、群れの数と位置を市町別に推定する。

推定は、環境省の『特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・令和6年度）』に即した方法とする。

②加害レベルの推定

ヒアリング調査の結果をもとに、加害レベルを市町別に群れ単位で推定し、加害レベルの分布図を作成する。

推定は、環境省の『特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・令和6年度）』に即した方法とする。

③個体数の推定

推定時点で入手できるデータにもとづき、全県を3つの地域（東予、中予、南予）に分けて個体数を推定する。

(5) 管理の提案

調査結果及び推定結果をもとに、ニホンザルの第二種特定鳥獣管理計画を改定するにあたり設定すべき管理目標について提案する。

(6) 調査報告書作成

調査結果を集約の上報告書を作成し、A4版1部印刷して提出する。また、業務報告書及び群れ行動圏調査の結果、群れ個体数調査の結果を収納した電子媒体（CD-ROM）を1式提出する。

(7)その他

必要に応じて、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

3 業務打ち合わせ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、中間報告時、成果物納品時の3回、県と受注者が打ち合わせを行い、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。なお、本業務はWeb会議の対象業務とし、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

4 特定鳥獣適正管理検討委員会での調査結果の説明について

受注者は、令和8年3月頃に開催予定の特定鳥獣適正管理検討委員会に出席し、成果について説明を行うこととする。

5 成果物の取扱い

本業務の成果に係る一切の権利は愛媛県に帰属するものとし、愛媛県の許可なく他者に公開してはならない。

6 野生鳥獣の専門技術者の活用

ニホンザルの生息状況などの現況を把握し、効果的な被害対策を検討するための資料作成等を実施するためには、野生鳥獣の保護管理について専門的な知識や経験を有する技術者を本業務に配置させることが重要となることから、「鳥獣保護管理に係る人材登録事業（環境省が鳥獣保護管理に係る専門的知見・技術を有する者を登録するもの）」における登録者（鳥獣保護管理プランナー又は鳥獣保護管理調査コーディネーター）を活用する。

7 業務の届出

本業務の委託を受けたものは、着手届（様式第1号）を契約締結後7日以内に提出し業務を実施する。

業務に着手後は、管理技術者届（様式第2号）を遅滞なく知事に提出する。

(様式第1号)

着手届

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

(受託者)

住 所

名 称

代表者氏名

下記のとおり着手したので、提出します。

記

業 務 名	令和7年度 愛媛県ニホンザル生息状況等調査委託業務
着手年月日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

(様式第2号)

管理技術者届

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

(受託者)

住 所

名 称

代表者氏名

下記のとおり管理技術者を定めたので、提出します。

記

業 務 名	令和7年度 愛媛県ニホンザル生息状況等調査委託業務	
管理技術者	ふりがな 氏 名	連絡先 (電話番号)

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	